

平成 24 年 5 月 15 日

第4回玄海町立小中学校基本構想等検討委員会

1. 開 会

2. 協議

(1) 第3回検討委員会協議内容の(仮)決定

- ① 学年区分の(仮)決定
- ② 普通教室の配置の(仮)決定
- ③ 図書室の(仮)決定
- ④ 保健室の(仮)決定
- ⑤ 特別教室の(仮)決定(理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室・美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、特別活動室、教育相談室、進路指導室、ユビキタスルーム)
- ⑥ 職員数の(仮)決定
- ⑦ 職員室の(仮)決定
- ⑧ 校長室の(仮)決定
- ⑨ 事務室の(仮)決定

(2) 提案・協議

- ① ランチルーム・給食調理場の提案・協議
- ② 多目的スペースの配置提案・協議
- ③ 地域・学校連携施設の提案・協議
- ④ 運動場の提案・協議
- ⑤ 体育館の提案・協議
- ⑥ 武道場の提案・協議
- ⑦ プールの提案・協議

5. 次回日程の確認

- (1) 先進校視察 平成24年5月22日(火) 午前8時出発
- (2) 第5回検討委員会

6. 閉 会

II. 提案・協議

1. ランチルーム・給食調理場の提案・協議

(1) 学校給食の意義(学校給食法第1条法律の目的)

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。

(2) 給食の提案内容

	提案1	提案2
実施内容	ミルク給食	完全給食
特徴、条件等	①ミルクのみの給食とする。 ②弁当を持参する。	①パン、米飯、おかず、ミルクの給食とする。
関連事項	調理場は不要。 事例:唐津第一中 弁当選択制(業者 or 家庭) 注文は半月 or 一月 or 半年単位。月額 5,250 円/月。前払い制 業者弁当の注文は1/4程度。	調理場等が必要。

(3) ランチルームの提案内容

	提案A	提案B	提案C
設置数	なし	1室	1室
面積※	なし	複数学年が同時に使用できる面積	全校生徒が入る面積
特徴、条件等	①教室で給食をとる。 ②各階に配膳室とエレベータを設置	①複数学年が縦割り班で給食が取れるように面積を確保する。 ②その他の学年は、教室で給食をとる。 ③各階に配膳室とエレベータを設置	①全校生徒が同時に給食を取れるように面積を確保する。
他校の事例	豊里小中学校	はるひ野小中学校 芝園小中学校 照葉小中学校	
関連事項		給食の配膳方法として、カフェテリア方式、食缶配膳方式が考えられる。	

(4) 給食調理場の提案内容

	提案(ア)	提案(イ)
設置場所	学校敷地内に設置 (自校方式)	学校外に設置 (デリバリー方式)
特徴、条件等	①学校内に調理場を設ける。	①学校外に調理場等を設け、または現在の給食センターを使用する。
他校の事例	はるひ野小中学校 芝園小中学校 照葉小中学校	現状
関連事項	調理場の運営方法として、町直営と民間委託が考えられる	

(5) 関連協議

①給食調理場の運営

	提案1	提案2
運営主体	玄海町直営	民間委託
特徴、条件等	①調理場の運営を町が行う。 保護者の給食費は同額とする。	①調理場の運営を民間業者が行う。

②提供方法

	提案3	提案4
方式	食缶配膳方式	カフェテリア方式
特徴、条件等	①学年またはクラス毎に食缶に分けられた給食を児童生徒が配膳する。	①調理者が配膳したものを各自で取得する。

③給食費の徴収方式

	提案5	提案6	提案7
方式	徴収員徴収方式	口座引落方式	カードチャージ方式
特徴、条件等	①各地区の担当者が毎月給食費を集め、納付する。 ②担当者は、毎月銀行に納付する必要がある。	①保護者の口座から給食費を毎月徴収する。 ②口座に残金がない場合、引き落としがされない。	①保護者は事前にカードへ入金する。 ②毎日、カードで給食費を支払う。 ③欠席した分を負担する必要がない。

④朝・晩の食事の提供

	提案8	提案9
朝・夕食の提供	なし	あり
特徴、条件等	①給食は、昼食のみとする。	①朝食をとることができる。完全予約制。別途給食費が必要。

		②夜間学習等を行う場合、夕食をとることができる。完全予約制。別途給食費が必要。 ③外部への食事提供(弁当販売、夕食等の提供)
--	--	---

(6)現在の状況

学校	ランチルームの面積	配膳室の面積
有徳小学校	なし	62.1 m ²
値賀小学校	なし	51.3 m ²
有浦中学校	213.8 m ²	31.5 m ²
値賀中学校	なし	93.5 m ²
合計	213.8 m ²	238.4 m ²

(7)他校の事例(『小中一貫教育の特色を活かした学校づくり』より抜粋、以下同様)

学校名	定員数	児童生徒数(おおむね)	使用方法
はるひ野小中学校	約 280 人	小 780 人、中 220 人	中学生・中学校教員のみ
芝園小中学校	約 240 人	小 550 人、中 330 人	基本は教室を使用。学年毎や縦割り給食等に使用。またステージを使った催し物などを実施
照葉小中学校	約 140 人	小 600 人、中 160 人	基本は教室を使用。縦割り給食等に使用。
豊里小中学校	なし	小 360 人、中 190 人	調理場はセンター方式

2. 多目的スペースの配置提案・協議

(1) 前提条件

多目的スペースの定義を次のとおりとする。(文部科学省通達「小中学校校舎(多目的スペース)に係る設計内容聴取の実施について」より)

- ア 少なくとも、2～3学級以上の児童生徒が同時に利用できるようなスペース1カ所以上を含んでいること。
- イ 普通教室との関連が密接で、通常の授業に利用しやすいような位置にあること。
- ウ 床仕上、間仕切等が多様な利用形態に対応できるようなものであること。
- エ 普通教室、各特定教科用の特別教室、又は用途の限定された図書室、特別活動室、視聴覚室等とみなされるものではないこと。

(2) 施設整備指針(学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したもの)の要約

- ①他の学習教室との役割を分けたり、使用方法に応じて一緒に使用することを十分検討し、予定する学習内容や学習する形、低学年・高学年などの発達段階による集団づくりの違いなどに応じて、適当な規模にするとともに、いろいろな教育活動に柔軟に対応できる多目的教室を計画する。
- ②ホール状の多目的教室を設ける場合には、利用するグループの規模等に対して十分な広さの空間を確保し、学年あるいは全校の普通教室から利用しやすい位置に計画する。
- ③学習の内容、学習の形、発達状況等に応じて、コーナーを設けたり、多種多様な机、収納家具などを配置し、かつ、収納できるような面積、形とする。
- ④いろいろな学習内容、学習の形に対応するとともに、総合的な学習の活動の場として、個別学習、少人数指導による学習、グループ学習などに対応できる計画とする。

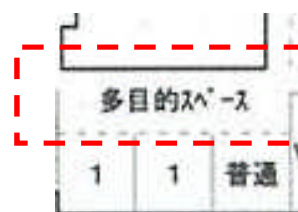
(3) 提案内容

【提案1】

設置内容	設置なし
他校事例	—

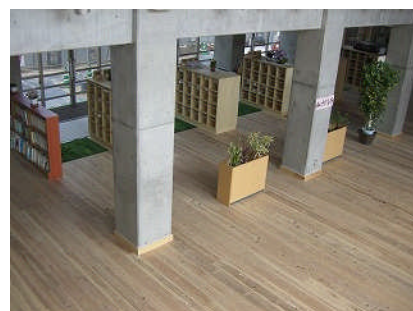
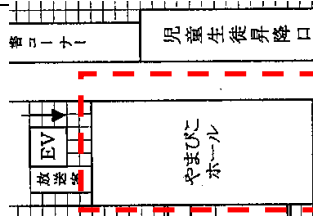
【提案2】

設置内容	学年毎または学年区分毎に廊下の幅を広くして、教室以外に多目的スペースを設ける
他校事例	照葉小中学校 芝園小中学校



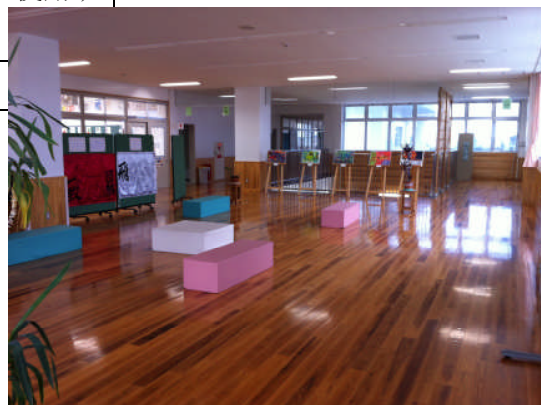
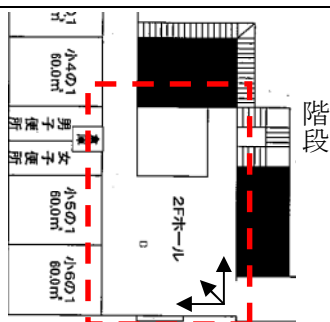
【提案3】

設置内容	玄関ロビーと一体に設け、学校行事、学年集会の場等としてホールを設ける
他校事例	佐賀市立小中一貫校北山校



【提案4】

設置内容	階段・廊下と一体に設け、通路とラウンジを学年集会場、ギャラリー等として使用する
他校事例	佐賀市立小中一貫校芙蓉校



【提案5】

設置内容	普通教室の近くに学年共用の多目的室を設ける
他校事例	はるひ野小中学校 豊里小中学校



【共通事項】

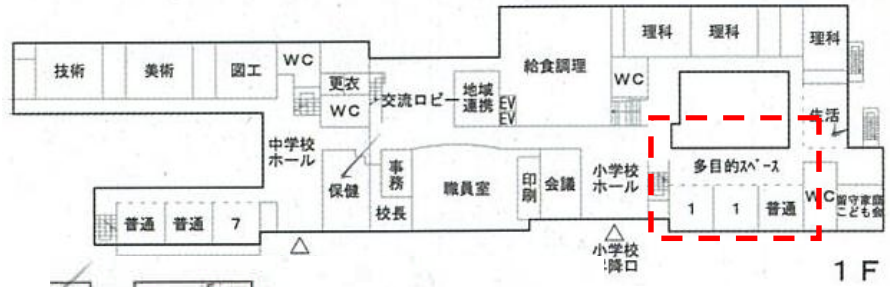
教育方針との関連	<p>「取り出し授業」の実施</p> <p>①集団での授業では理解が難しい子どもや授業になかなかついていけない子どもたちもいる。</p> <p>②習熟度別等にグループを分けて授業を行う場合に、別室で実施することができる環境とする。</p>
----------	---

(4)現在の状況

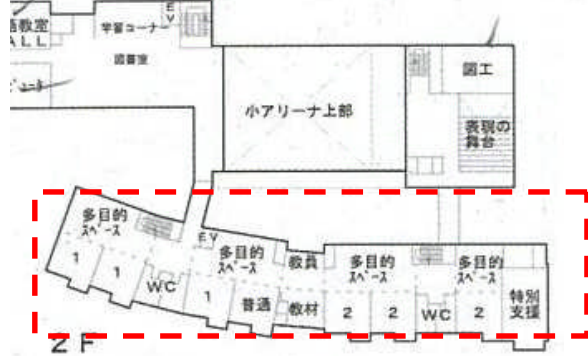
学校	多目的スペース・教室の配置
有徳小学校	なし
値賀小学校	1室
有浦中学校	4室
値賀中学校	4室

(5) 他校の事例

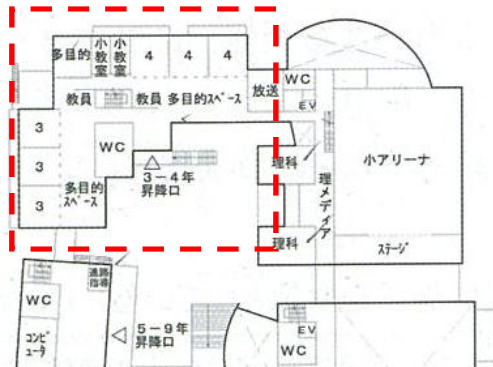
① 照葉小中学校



② 芝園小中学校



③ はるひ野小中学校



④ 豊里小中学校



3. 地域・学校連携施設

(1) 施設整備指針(学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したもの)の要約

- ① 学校・家庭・地域社会が連携協力するための情報提供や連絡調整の場、PTA 活動の拠点となる場、地域の人々がボランティア活動の拠点として活用する場、総合型地域スポーツクラブの活動の拠点となる場として計画する。
- ② 外部からの出入りが便利で、開放する特別教室、屋内外の運動施設等と連絡の良い位置に計画する。
- ③ 必要に応じ、地域の防災拠点としての役割を果たすため、備蓄倉庫を併設する。
- ④ 普通教室や音楽室などの教室と地域の方が使用する部屋との位置関係に注意し、校舎全体の教室や部屋の配置と一体的に計画する。
- ⑤ 学校教育等に支障がないよう地域の方が利用するときの動線や立ち入りできない部分との区別を適切に設定し、位置等を計画する。

(2) 活用用途例

PTA活動、ミーティング、コミュニティーサロン、歴史展示コーナー、キッチンスタジオなど

(3) 提案内容

	提案1	提案2	提案3
設置数	なし	なし	1室
面積※	なし	なし	1室
特徴、条件等	①専用の部屋は設けない。 ②通常、住民や保護者が出入りできる施設はない(授業参観等を除く)。	①専用の部屋は設けない。 ②住民や保護者が入ることができる区画・部屋を設定する。	①住民や保護者が使用できる専用の部屋を設ける。 ②専用部屋以外に、入ることができる区画・部屋を設定する。
他校の事例	豊里小中学校	—	照葉小中学校 はるひ野小中学校 芝園小中学校
教育方針との関連	(1)夜間学習制度の導入 ①放課後、学校を使用し、学習を行う制度。 ②夕方から夜間に行うので、指導者は地域の方などの協力が必要か。 ③学校施設の管理上、日常使用する区域と夜間学習で使用する区域を区別する必要があるか。 (2)地域との連携 ①地域の方の協力を受けるための情報提供、情報交換の場 ②ボランティア活動等する際の待機場所		

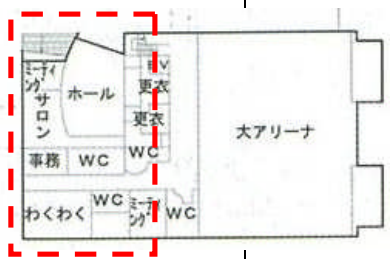
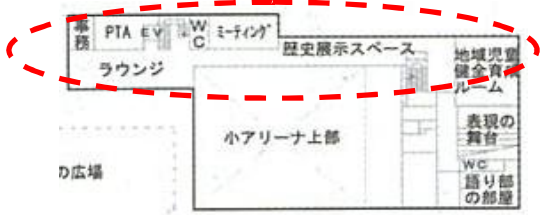
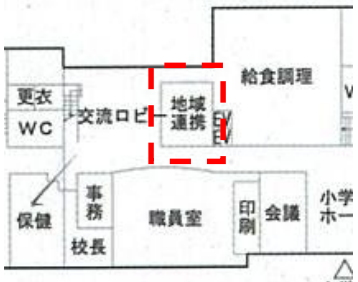
	(3)保護者との連携 ①PTA 活動、ボランティア活動等の拠点、待機場所 ②学校との連携を図るための情報提供、情報交換の場
意見	①多世代が日常的にふれあう場。 ②コミュニティ醸成づくりのための重要な拠点とする。 ③地域の人々が夜間に活用できるような部屋(ミーティングルーム)を作る。

※面積は普通教室の面積を参考とする。

(4)現在の状況

4校ともなし

(5)他校の事例

学校名	面積	備考
はるひ野小中学校	約 522 m ²	多目的ホール、ミーティングルーム、コミュニティサロン等、ランチルームも利用可(食事有料) 
芝園小中学校	約 145 m ²	PTA 室、歴史展示コーナーを設置、近隣に語り部の部屋、表現の舞台等、放課後児童対策として地域児童健全育成ルームを設置 
照葉小中学校	約 40 m ²	地域連携室 
豊里小中学校	なし	

4. 運動場の提案・協議

(1) 前提条件

① 運動場の面積(学校設置基準による下限)

ア) 小学校

児童数	面積	結論
1人以上 240人以下	2,400	3,500 m ²
241人以上 720人以下	2,400+10×(児童数-240)	
721人以上	7,200	

イ) 中学校

生徒数	面積	結論
1人以上 240人以下	3,600	3,600 m ²
241人以上 720人以下	3,600+10×(生徒数-240)	
721人以上	8,400	

ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。

② 遊具の設置基準

小学校設置基準・・・小学校には、学級数及び児童数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

小学校施設整備指針・・・固定施設等は、児童の発達段階、利用状況等に応じ、必要な種類、数等を検討し、十分な安全性及び耐久性を備えた使用のものを選定することが重要。

(2) 提案内容

	提案1	提案2	提案3
設置数	なし	1つ	2つ
面積※		3,500 m ² 以上	参考:7,100 m ²
特徴、条件等	①運動場は設けない。 ②体育や学校行事、部活動は、総合グラウンドを使用する。	①小中が共用する。 ②部活動等は、総合グラウンドを使用する。	①小中別々に設置 ②部活動等は、総合グラウンドも使用する。
共通事項	低学年用遊具設置または活動スペースを確保する。		
他校の事例		はるひ野小中学校	照葉小中学校 芝園小中学校 豊里小中学校
教育方針との関連	(1)小中合同行事の実施 ①小中が合同で行事を行う可能性がある場合、全校生徒が活動できる広さが必要。		

	<p>(2)学校体力向上の実施</p> <p>①子どもたちが気軽に外で体を動かせる場所の確保等が必要だが、運動する場所は、運動場や体育館だけとは限らない。</p> <p>(3)部活動種目の選定</p> <p>①部活動の種目によっては、安全面を考慮し、スペースの確保が必要。</p> <p>②部活動と小学生の遊ぶ場所が同じ場所にならないよう配慮が必要。</p> <p>③現在の部活動種目(運動場等を使用する部活動)</p> <p>野球部、女子ソフトボール部、ソフトテニス部</p>
--	---

※面積は普通教室の面積を参考とする。

(3)現在の状況

学校	面積	備考(社会体育等での活用)
有徳小学校	6,331 m ²	少年野球
値賀小学校	7,463 m ²	少年野球
有浦中学校	19,587 m ²	軟式野球、ソフトボール、グランドゴルフ、出初式等
値賀中学校	10,712 m ²	軟式野球、サッカー等
合 計	44,093 m ²	

(4)他校の事例

学校名	運動場	面積(おおよそ)	備 考
はるひ野小中学校	小中共有 1面	7,465 m ²	200mトラック 2 面程度、別に芝プレイコートがあり、遊具を設置。
芝園小中学校	2面	10,985 m ²	小学校は芝、中学校は土の運動場を設置
照葉小中学校	2面	17,000 m ²	小学校(150mトラック)と中学校(200mトラック)の運動場を設置
豊里小中学校	2面	16,044 m ²	第1グラウンドと第2グラウンドを設置

(5)総合グラウンドの活用状況(授業時間帯)

年間使用回数 155回、月平均 14回

5. 体育館の提案・協議

(1) 前提条件

体育館の学級数に応じる必要面積(公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目)

① 小学校

学級数(特別支援学級を含む)	面積	結論
1学級～10学級	894	919 m ²
11学級～15学級	919	
16学級以上	1,215	

② 中学校

学級数(特別支援学級を含む)	面積	結論
1学級～17学級	1,138	1,138 m ²
18学級以上	1,476	

(2) 提案内容

	提案1	提案2	提案3
設置数	なし	1つ設置	2つ設置
面積※		919 m ² 以上	参考:2,057 m ²
特徴、条件等	①体育館は設けない。 ②体育や学校行事、部活動は、社会体育館を使用する。	①小中共有して使用する。 ②体育等で着替えができるよう、更衣室を設ける。 ③大規模な学校行事、部活動等は、社会体育館を使用する。	①小規模と大規模体育館を設置する。 ②体育等で着替えができるよう、更衣室を設ける。 ③大規模な学校行事や部活動等は、社会体育館も使用する。
他校の事例	—	—	はるひ野小中学校 芝園小中学校 照葉小中学校 豊里小中学校
教育方針との関連	(1)小中合同行事の実施 ①小中が合同で行事を行う可能性がある場合、全校生徒が集合できる広さが必要。 (2)学校体力向上の実施 ①子どもたちが気軽に体を動かせるスペース等が必要となるが、運動する場所は、運動場や体育館だけとは限らない。 (3)部活動種目の選定		

	①設備やスペースを考慮して、種目を選定する必要がある。 ②現在の部活動種目(体育館を使用する部活動) 男女バスケットボール部、女子バレー部
--	---

※面積は普通教室の面積を参考とする。

(3)現在の状況

学校	保有面積	備考
有徳小学校	1,522 m ²	バスケットコート2面
値賀小学校	847 m ²	バスケットコート2面
有浦中学校	1,567 m ²	バスケットコート2面
値賀中学校	1,251 m ²	バスケットコート2面
合計	5,187 m ²	

(4)他校の事例

学校名	体育館	保有面積	備考
はるひ野小中学校	2アリーナ	2,600 m ²	1階に大アリーナ、2階に小アリーナ 大アリーナ:体育専用 小アリーナ:学校行事を行うため、ステージ設置
芝園小中学校	2アリーナ	3,084 m ²	別々に設置 小アリーナ:小学校体育館(バスケットコート2面分) 大アリーナ:中学校体育館(バスケットコート2面分)
照葉小中学校	2アリーナ	3,507 m ²	1階に大アリーナ(バスケットコート2面分) 2階に小アリーナ(バスケットコート1面分) 小中で共有して使用
豊里小中学校	2アリーナ	—	別々に設置(大アリーナ:バスケットコート2面分、小アリーナ:バスケットコート1面分) 小中で共有して使用

(5)体育館の活用状況(授業時間帯)

年間使用回数 25回、月平均 2回

6. 武道場の提案・協議

(1) 前提条件

武道は、必修の授業となっている。授業時間数の定めはないが、中学校1クラス10時間程度／年間と考えられる。

(2) 提案内容

	提案1	提案2
設置数	なし	1施設
面積※		250 m ² 程度
特徴、条件等	①武道場は設けない。 ②社会体育館武道場を使用する。	①剣道場と柔道場が一つになった武道場を設置する。
他校の事例	芝園小中学校 豊里小中学校	はるひ野小中学校 照葉小中学校

(3) 現在の状況

学校	面積	備考
有浦中学校	なし	体育館で剣道を指導
値賀中学校	230 m ²	武道場で剣道を指導
合計	230 m ²	

(4) 他校の事例

学校名	面積	備考
はるひ野小中学校	297 m ²	
芝園小中学校	なし	
照葉小中学校	338 m ²	
豊里小中学校	なし	

(5) 武道館の活用状況(課業時間帯)

年間使用回数 0回

7. プールの提案・協議

(1) 前提条件

水泳を行う時期は、小学生が7月から9月、中学生が6月下旬から7月中旬まで。

(2) 提案内容

	提案1	提案2	提案3	提案4
設置数	なし	1つ	1.5つ	2つ
特徴、条件等	①プールの授業は行わない。	①既存のプールを使用する。 ②小中で共有して使用する。 ③小中で水位を調整する。	①25m程度のプールと、10m程度のプールを設置する。 ②10mプールの水深は浅くする。	①25mプールを2つ設置する。 ②小学校用と中学校用に分ける。
他校の事例	—	はるひ野小中学校 芝園小中学校 豊里小中学校	—	照葉小中学校

(3) 現在の状況

学校	水面積	水深	コース	水泳の授業計画数
有徳小学校	300.0 m ²	浅:0.9m、深:1.1m	7コース	1クラス 8～12 時間程
値賀小学校	300.0 m ²	浅:0.9m、深:1.1m	7コース	1クラス 8 時間程
有浦中学校	395.0 m ²	浅:1.1m、深:1.3m	8コース	1クラス 10～12 時間程
値賀中学校	385.0 m ²	浅:1.1m、深:1.3m	8コース	1クラス 8 時間程
合計	1,380.0 m ²	—	—	

(4) 他校の事例

学校名	水面積	備考
はるひ野小中学校	360 m ²	床可動式(ただし、小学生の日など無駄がないように使用している)、大アリーナ屋上階に設置、6コース
芝園小中学校	200 m ²	床可動式、小アリーナ屋上に設置、屋根開閉式屋内プール、6コース、使用しない時期は人工芝を敷き、多目的スペース
照葉小中学校	小:212.5 m ² 中:275 m ²	小学校、中学校それぞれ個別に設置(小5コース、中5コース)、武道場の屋上に設置
豊里小中学校	350 m ²	水位調節(手動)で使用。